

次表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分通知は，送付すべき場所を確知することができないので，同法第133条第1項の規定により，書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

平成24年12月25日

京都市長 門川 大作

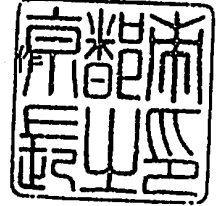
書類の送付を受けるべき者の氏名及び判明している最後の住所	通知の内容
高木美枝子 大阪府高槻市城東町2番27号	土地区画整理法第103条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分通知（別紙のとおり）



建都整第 90-469 号
平成24年11月9日

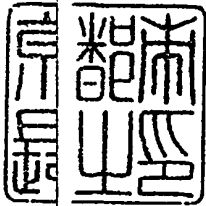
(登記名義人) 伴 達明
(相続人) 高木 美枝子 様

京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画)
都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業
施行者 京都市
代表者 京都市長 門川 大



換地処分通知

土地区画整理法第103条第1項の規定により、京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地計画において定められた添付図書のとおり換地処分します。



添付図書

1 各筆各権利別清算金明細書

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日の翌日(ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日)から起算して6箇月以内に、京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

各筆各権利別清算金明細書

権利者の住所及び氏名	住所	京都市右京区太秦和泉式部町4番地の11	共有持分割合	
	氏名	伴 達明		

所有権者の部

従前の土地								換地処分後の土地								清算金		供託すべき金額 (円)	記事	
京都市中京区				所有権以外の権利または処分の制限				権利価額 (円)	京都市中京区				所有権以外の権利または処分の制限				権利価額 (円)			徴収 (円)
町名	地番	地目	(基準地積) 登記地積 (㎡)	種別	部分	符号	地積 (㎡)		街区番号	町名	地番	地目	地積 (㎡)	部分	符号	地積 (㎡)		徴収 (円)	交付 (円)	
西ノ京小倉町	11-1	宅地	(37.53) 35.96	甲2番 所有権移 転請求権 仮登記 1番 根抵当権	全部												461,742	461,742	461,742	法第95条第6項により金銭清算 法第104条第1項により消滅
西ノ京小倉町	13-1	宅地	(30.00) 29.22	甲2番 所有権移 転請求権 仮登記 1番 根抵当権	全部												369,000	369,000	369,000	法第95条第6項により金銭清算 法第104条第1項により消滅
計	2筆		(67.53) 65.18														830,742	830,742	830,742	

(建設局都市整備部整備推進課)